

■合併、事業譲渡等の場合の提出書類

合併、事業譲渡等により再申請を行う場合は、次の書類が必要になります。

【合併の場合】

- ① 競争参加資格審査申請書
- ② 総合評定値通知書の写し（合併後を審査基準日とするもの）（建設工事のみ）
- ③ 納税証明書の写し（合併後）
- ④ 合併契約書の写し
- ⑤ 合併当事会社の取締役会議事録の写し
- ⑥ 合併当事会社の株主総会議事録の写し
- ⑦ 合併後の登記事項証明書の写し
- ⑧ 合併前の合併当事会社の直前の決算にかかる財務諸表類（調査・設計業務のみ）
- ⑨ 合併新設会社又は合併存続会社の事業上必要な登録証明書の写し（調査・設計業務のみ）
- ⑩ 消滅会社の建設業廃業届の写し（廃業する場合に限る）（建設工事のみ）
- ⑪ 委任状（行政書士等が代理申請をする場合のみ）
- ⑫ 合併当事会社の辞退届
- ⑬ 担当者の名刺

【事業譲渡、会社分割の場合】

- ① 競争参加資格審査申請書
- ② 総合評定値通知書の写し（事業譲渡、会社分割を審査基準日とするもの）（建設工事のみ）
- ③ 納税証明書の写し
- ④ 事業譲渡又は会社分割契約書の写し
- ⑤ 譲渡人及び譲受人の取締役会議事録の写し
- ⑥ 譲渡人及び譲受人の株主総会議事録の写し
- ⑦ 事業譲渡又は会社分割後の譲渡人及び譲受人の登記事項証明書の写し
- ⑧ 事業譲渡又は会社分割後の事業上必要な登録証明書の写し（調査・設計業務のみ）
- ⑨ 事業譲渡又は会社分割前の譲受人の直前の決算にかかる財務諸表類（調査・設計業務のみ）
- ⑩ 事業譲渡又は会社分割後の譲受人の開始貸借対照表あるいは、事業譲渡または会社分割登記の日における財務諸表類（調査・設計業務のみ）
- ⑪ 譲渡人の建設業廃業届の写し（廃業する場合に限る）（建設工事のみ）
- ⑫ 委任状（行政書士等が代理申請をする場合のみ）
- ⑬ 譲渡人及び譲受人の辞退届
- ⑭ 担当者の名刺